

大阪・関西万博「徳島パビリオン」展示実施設計および運営基礎計画策定業務
に係る業者選定プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務の目的

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）に向け、大阪・夢洲の万博会場内の「関西パビリオン」の内部に設置される「徳島パビリオン」の基本設計に基づき、構造、設置物、映像等のコンテンツなど展示についての実実施設計および「徳島パビリオン」の万博期間中の運営についての基本的計画を行う。

(2) 業務名称

大阪・関西万博「徳島パビリオン」展示実施設計および運営基礎計画策定業務

(3) 業務内容

別添仕様書に記載のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年5月31日（金）まで

(6) 想定事業規模（企画提案書の見積額上限）

計14,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

- ・ 積算には、各種使用料をはじめ、必要な全ての経費を含めること。

2 業務仕様

別添仕様書を参照

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同

条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。

カ 本プロポーザルに関して、3(2)に定める共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

(2) 共同企業体(JV)による参加の場合

ア 全ての構成員が、3(1)ア~カに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

4 企画提案書の作成について

提案書は、次の(1)が15枚以内、(2)が2枚以内、(3)が3枚以内、それぞれA4サイズとする。ただし、表紙及び事業者の概要に係るパンフレット及び実績物等は枚数に含めない。(自由様式)

なお提案にあたっては、別添の「基本計画・基本設計書」を踏まえたものとする。 ※基本計画は、令和5年3月31日時点のものであり、「徳島パビリオン」については、基本設計書の内容を参照してください。

(1) 企画書

企画書に記載する項目は次のア~クとする。

ア 「徳島パビリオン」の「具体的な展示物・展示方法」「バーチャル観光の効果的な映像等コンテンツの企画・体験方法」の提案

イ 「県民が参画し、県民が創る万博」を実現するため、徳島パビリオン整備において、県内の伝統工芸事業者等、県民、徳島ゆかりの関係者に参画いただく仕組みと実施体制の提案

ウ 展示物を、レガシーとして県内で再活用するための企画と、当該企画を実現するための展示施工における手法の提案

エ 「徳島パビリオン」のコンテンツ等の確定と実施設計を行うための進捗スケジュール及び実施体制の案

(展示施工を行う者が確実に展示施工を完了できる実施図面を作成するため、建築面での専門的監修をスケジュールに落とし込むこと)

オ 上記と並行して運営の必要事項を整理し、「運営基礎計画」を策定するためのスケジュールと実施体制の案

カ 展示施工において想定される費用項目と項目毎の概算

※ 徳島パビリオンの展示、映像等の整備にかかる全ての経費を想定した上で、今回の提案における総額の目安は1.5億円とし、これを上回る場合は必要性(〇〇な体験のためには〇〇が必要など)等、アピールポイントを注記すること。

キ 基本設計を踏まえ、形状、構造面での課題、改良案があれば提案すること。

ク その他、徳島パビリオン構築において提案があれば自由に提案すること。

※ 事業の企画、運営は、発注者と受託者の綿密な協議により決定・実施するものとし、企画提案書においては、「基本計画・基本設計の理解度」、「企画提案力」、

「企画を実行する能力」を判断する。

(2) 見積書

- ア 見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。
- イ 県内事業者等に試作等の作業を発注する場合の経費を枠として想定しておくこと（この支払のための手数料は一般管理費に計上すること。）。

(3) 事業者（提案者）の概要及び実績

- ア 事業者（会社、団体）概要（既存のパンフレット等でも可）
- イ 国際的な展覧会等、類似案件の実施実績

(4) その他の提出資料

- ア 直近2期分の決算書又は税務申告
（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）
- イ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明
（発行後3ヶ月以内）
- ウ 都道府県税について未納がない旨の証明（発行後3ヶ月以内）
- エ 共同企業体（JV）にあっては、共同企業体協定書の写し

5 参加申込み及び企画提案書の提出等について

(1) 質問の受付

本業務及びプロポーザル実施要項について質問がある場合には、令和6年1月31日（水）までに、電子メールにより事務局まで提出すること。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は参加申込みをした全ての者に対して行う。

(2) 参加申込み

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和6年1月31日（水）までに、別紙様式「参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにより事務局まで提出すること。

(3) 企画提案書の提出

令和6年2月7日（水）17時までに、4（1）～（3）に記載する書類等を各9部、4（4）に記載する資料は1部を、持参又は特定記録郵便（必着）で郵送すること。

(4) 提出先（事務局）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県政策創造部万博推進課 万博推進担当
電話：088-621-2130 ファクシミリ：088-621-2830
電子メール：bampakusuishinka@pref.tokushima.jp

6 企画提案書を特定するための評価基準等

(1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書について、別に設置する業者選定委員会が行う。

業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 応募書類の評価（採点）は、企画提案書による書面審査を基本とするが、提案内

容の説明等が必要と判断した場合は、プレゼンテーション、ヒアリング等を求める。
この場合の実施は、提案者に別途、通知する。

(3) 評価基準及び評価（選定）方法について

評価基準は、1（1）に記載する業務目的を適切に把握し、基本計画・基本設計の理解度、目的を達成するための企画力、実現可能性、確実な業務遂行を主に採点し、その合計点を基準に業者選定委員会で最も適切な企画提案書を選定する。

(4) 評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀者の名称を県HPにて公表する。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ・ 3に記載する参加資格を満たさない者
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 2案以上の企画提案をした場合
- ・ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

7 契約に関する事項

(1) 最も適切な企画提案書を提出した者は、徳島県政策創造部万博推進課長（以下、「万博推進課長」という。）から、その旨の通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の基本計画・基本設計の理解度、目的を達成するための企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

- ① 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
- ② 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

8 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、万博推進課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。